

## 第四章 不法投棄防止条例の運用実態の把握

### 4-1 はじめに

自治体の条例の運用実態というのは、明らかでないことが多く、特に自治体内のことは把握できていても、他自治体の現状、実態等はよく知られていないのが現状である。そこで本章では、条例制定自治体の運用に関する調査を行い、その実態を明らかにする。具体的には、比較項目に沿って、自治体ごとにその項目について詳細を明らかにし、自治体間での比較を行う。

### 4-2 目的

項目ごとの問題点を明らかにすることにより、その条例の問題点、今後の対応など、今後条例を制定する自治体の参考となることを目的とする。

### 4-3 方法

不法投棄防止に関する条例を制定している自治体へ調査票（付録2参照）を送付し、回答して頂いた。

### 4-4 不法投棄防止に関する条例を制定している自治体へのアンケート調査

#### 4-4-1 調査目的

本調査は、インターネット上での調査では不十分だった点の把握、インターネット内容の確認、条例制定自治体の実態調査、条例の改善点および将来の展望を把握するためにアンケート調査を行う。

#### 4-4-2 調査対象

表 2-1 対象自治体の通りである。

#### 4-4-3 調査項目

本調査で用いたアンケート質問項目を以下に示す。括弧内は回答形式である。括弧がない項目はすべて択一選択とする。

##### (1) 条例制定についての質問

1. 参考条例の有無
2. 参考自治体の提供の可否
3. 参考自治体とその理由（自由記述式）
4. 条例制定の経緯
5. 不法投棄の抑制の是非
6. 不法投棄抑制の理由（複数選択可）
7. 制度の不備という理由（複数選択可）

- (2) 条例の内容についての質問
  - 8. 産業廃棄物管理責任者の設置による効果（複数選択可）
  - 9. 委託先の能力等の確認方法（自由記述式）
  - 10. 委託業者の監視（複数選択可）
  - 11. 保管の届出方法（複数選択可）
  - 12. 届出内容の変更方法（複数選択可）
  - 13. 搬入・搬出時間の制限に関する確認（複数選択可）
  - 14. 収集運搬車両の標章所持の確認方法（複数選択可）
  - 15. 県(市)内搬入の届出方法（複数選択可）
  - 16. 違反時の対応（複数選択可）
- (3) 県(市)外搬出の禁止についての質問
  - 17. 県(市)外搬出の禁止の有無
  - 18. 県(市)外搬出禁止の理由（複数選択可）
- (4) 県(市)内処理についての質問
  - 19. 県(市)内処理を義務付けていない理由（自由記述式）
  - 20. 業務実績の報告について
  - 21. 報告方法（複数選択可）
  - 22. 業務実績報告の理由（自由記述式）
- (5) 事故時の報告についての質問
  - 23. 報告の有無
  - 24. 未報告件数の割合とその理由（自由記述式）
  - 25. 不法投棄行為者の公表の有無
  - 26. 公表方法（複数選択可）
  - 27. 公開予定自治体の公開方法（複数選択可）
- (6) 産業廃棄物処理施設設置の届出についての質問
  - 28. 届出方法（複数選択可）
- (7) 施設の維持管理に係わる記録及び閲覧に関する質問
  - 29. 管理の確認方法（自由記述式）
- (8) 廃止施設についての質問
  - 30. 放置施設の有無
  - 31. 施設放置の理由（自由記述式）
- (9) 施設相続による継承についての質問
  - 32. 届出方法（複数選択可）
  - 33. 未届出の有無
  - 34. 未届出有りの理由（自由記述式）
- (10) 施設の構造の変更の届出についての質問

- 35. 届出方法（複数選択可）
- 36. 未届出の有無
- 37. 未届出の調査の有無
- 38. 未届出の調査方法（自由記述式）
- 39. その理由（自由記述式）
- (11) 事業計画書についての質問
  - 40. 届出方法（複数選択可）
  - 41. 意見書の提出の有無
  - 42. 提出件数提供の可否
  - 43. 提出件数詳細（自由記述式）
  - 44. 届出方法（複数選択可）
  - 45. 意見書の料金
- (12) 罰則についての質問（追加アンケート）
  - \* なお、以下の質問項目の番号は、表 3-1 の比較項目に対応している。
    - 1. 産業廃棄物管理責任者の設置の確認方法
    - 2. 廃棄物処理票
    - 5. 保管の届出
    - 6. 保管の制限
    - 7. 保管の変更の届出
    - 8. 保管場所における表示
    - 10. 搬入一時停止命令
    - 11. 搬入・搬出時間の制限
    - 12. 運搬管理票
    - 13. 搬入搬出管理簿
    - 18. 事故時の報告
    - 25. 小規模産業廃棄物処理施設の設置
    - 16. 産業廃棄物処理施設の維持管理に係る記録及び閲覧

#### 4-4-4 実施方法

調査方法は、条例制定自治体に対して、担当の部署に電話をし、アンケート調査依頼の了解を得た後、順次調査票を郵送送付、メール送付・郵送回収、メール受信により実施した。

#### 4-4-5 調査期間

2006年10月～2007年1月（依頼～回収まで）。なお、[(12)罰則についての質問]のみ、追加でアンケートを行い、2007年2月に実施（4-5-3参照）。

#### 4-4-6 回答自治体数

不法投棄防止に関する条例の制定自治体 24 団体に調査票を送付・送信し、回答があった自治体は 19 自治体であった。また、有効回収数は 19 であった。（2007 年 1 月現在）

#### 4-5 結果及び考察

##### 4-5-1 はじめに

自治体名は、順不同で A 県～J 県、K 市～U 市とした。これは、自治体名は公表しないという条件のもとで、回答して頂いたためである。

##### 4-5-2 アンケート調査結果

###### (1) 条例制定について

条例を調査する上で、目に付く点がある。それは、類似している条例の存在である。条例の構成、内容など他の自治体の条例と似たものがいくつか存在する。これは条例を制定する際に他の自治体の先行条例を参考に作成したと考え、その実態を明らかにするため調査票での調査を行った。表 4-1 に、参考条例の有無の回答結果、表 4-2 に、参考自治体の提供の可否の回答結果を示す。

###### 問 1：条例制定の際に、既存の条例を参考にされましたか。

表 4-1 参考条例の有無の回答結果

はい	16
いいえ	3
無回答	0
合計	19

###### 問 2：参考自治体とその理由を教えてください。

表 4-2 参考自治体の提供の可否の回答結果

はい	15
いいえ	1
無回答	3
合計	19

表 4-1, 4-2 より、既存の条例を参考にしたと回答した自治体は 18 自治体中 16 自治体であり、その内 15 自治体が参考にした自治体名を挙げてくれた。表 4-3 に、参考自治体とその理由の回答結果を示す。

###### 問 3：参考自治体とその理由を記してください。（自由記述式）

表 4-3 参考自治体とその理由の回答結果

自治体	参考自治体	理由
A県	J県・E県・V県	規制しようとする対象及び目的が同一であったため。
B県	W県・Z県	県外産業廃棄物対策の先駆的な取り組み。
C県	すべての県	本県の条例案と比較検討を行うため。
D県	J県	先進事例であったため。
E県	J県・G県	産業廃棄物の不適正処理の防止を目的とした規定を設けていたため。
H県	D県・E県・G県・Y県	類似の条例を制定した他の自治体の規定を参考として検討することが必要なため。
K市	Q市	条例上で定めようとする事項が同様だったため。
L市	A県	県の条例では、中核都市及び産業廃棄物処理法上の政令市は適用除外されていたため、市独自で同様の条例を制定した。
N市	J県	県条例の適用除外地域になっているから。
O市	X県	O市はX県内の産廃政令市だから。
P市	F県・S市・U市	産業廃棄物の指導を行っている県内の行政で統一した指導を行うため。
Q市	H県	県条例ですでに規制されていたため。
R市	A県	事案の広域化から県下全域において規制する必要があるとされたことから、県条例と同様のものとした。
S市	F県	県の意向により、県下統一的な対応が必要なため。
T市	D県	他自治体も参考にしたが、やはり本市はD県下の自治体であり、同じD県下で取り扱いが大きく異なるのは事業者にとって不都合が多いため。

表 4-3 より、参考理由は大きく次の 2 つに分けることが出来る。

- ・ 条例制定の目的が同じであるため
- ・ 近隣自治体で制定されているため

この 2 つというのは都道府県と保健所設置市とで分けられている。都道府県では、制定する条例の目的、対象が同一または類似する他自治体の条例を参考にし、保健所設置市では、自県が制定しているために、その条例を参考に作成している。これより、県と保健所設置市とでは類似の条例が多く存在することが分かる。また、参考自治体の中には、複数の自治体から参考とされている自治体もある。J 県に関して言えば 4 団体が参考にした自治体として挙げている。J 県条例は同目的をもつ自治体から、先行条例として参考にされるような条例であることが分かる。その他にも、複数の自治体が参考にした自治体があり、その目的に沿った条例を参考にしていることが分かる。

また、条例にも様々な内容があり、自治体によってその制定の目的、時期など違う。条例の内容の実態を把握するにあたり、それぞれの条例の制定理由を明らかにし、その条例がどのような目的を持って、運用されているかを質問した。表 4-4 に、不法投棄防止条例制定理由の回答結果を示す。

問4：条例を制定された経緯で最も大きな要因は何ですか。

表4-4 不法投棄防止条例制定理由の回答結果

不法投棄の抑制のため	7
罰則規定が必要であったから	0
隣接自治体が制定・施行したから	2
地域住民の要望	1
その他	9
無回答	0
合計	19

表4-4より、制定の理由として多かったのが、不法投棄の抑制のためであった。条例の内容、意味を考えれば当然の結果だろう。また隣接自治体の制定により、制定したという自治体もわずかであるが存在する。これは自治体間のつながりという面で条例が制定されていることが分かる。また、回答の半分を占めるのがその他であるが、制定理由は自治体によって様々であり、その自治体に必要な条例が制定されている。表4-5に、その他の条例制定理由を示す。

表4-5 その他の条例制定理由

B県	県外産業廃棄物対策のため。
C県	廃棄物処理法で対処できない課題があったから。
G県	廃棄物の適正処理のため。
H県	廃棄物処理法を補う観点から条例による規制を設けた。
Q市	不法投棄を含め、不適正処理の抑制のため。
T市	もともと自社の廃棄物に対する規制がなくて、何らかの対応が必要であったところ県で条例が施行され、T市に自社廃棄物を保管する事業者が流れてくる恐れがあったため。
S市	処理業許可に伴う手続きを明確化するとともに不適正処理防止のため。
R市	不適正処理の未然防止のため、法で規制されない部分を規定するため。
K市	産業廃棄物処理施設設置等に関し、廃棄物処理法上でない。地元住民に対する説明会規定を設け、積極的に情報公開を行って地元住民の不安を解消するため。

表4-5より、様々な制定理由があるが、どの自治体にも共通して言えることは、それぞれの自治体に合った条例を制定するために自治体独自の制定理由が存在することである。

例えば、C県、H県、R市では理由を「法で対処できない点を補うため」としている。これは、各自治体で発生した問題を法で解決できないため、条例を制定することにより、法では取り締まれない事や、さらに強化すべき点を補っている。また、K市のように地元住民のために制定したという自治体も存在することが分かる。地元住民、関係住民の声に耳を傾け、その要望に答える意味を持つ条例も存在し、自治体と住民との関係も制定理由の大きな要因であることが分かる。また表4-4で不法投棄の抑制のためと答えた6団体すべて、条例制定の結果、不法投棄の抑制または効果があったと答えた。

(2) 条例の内容について

産業廃棄物が生じる事業場を設置する際に、従業員を監視するための責任者（産業廃棄物管理責任者）を設けることにより、実際に得られた効果を自治体ごとに調査。表 4-6 に、産業廃棄物管理責任者の設置における実際に得られた効果の回答結果を示す。

問 8：産業廃棄物管理責任者の設置における効果は何ですか。（複数回答化）

表 4-6 産業廃棄物管理責任者の設置における実際に得られた効果の回答結果

作業の効率化	2
作業内容の透明化	1
従業員の土気の上昇	0
従業員の統率	1
その他	3
効果なし	0
該当せず	15
無回答	0

表 4-6 より、産業廃棄物管理責任者の設置における効果は自治体によって様々で、作業に関する効果や従業員に関する効果、その他処理計画の作成等、減量への取り組み、適正処理の推進や廃棄物処理法の徹底という自治体も存在する。効果なしと回答した自治体はなかった。

次に、産業廃棄物を処理業者に委託して処理する際に、その委託先の処理能力、処分状況等を確認することを義務付けている自治体がある。調査票でその確認方法を調査した。表 4-7 に、委託先の能力等の確認方法の回答結果を示す。

問 9：産業廃棄物の処理する際に、委託先の能力の確認方法はどのようにされていますか。

（複数回答化）

表 4-7 委託先の能力等の確認方法の回答結果

C県	実地調査または通信手段を用いた調査。
G県	実地調査。
H県	実地調査。
M市	実地調査又は実地に調査している者から聴取。
Q市	実地調査又は実地に調査している者から聴取。
T市	許可証の写しを提出させている。
E県	実地調査。

表 4-5 より、T 市以外の自治体は実地調査による確認を行っているとは回答した。また、その委託先の処理を監視するとしている自治体がある。表 4-8 に、委託先の監視方法の回答結果を示す。

問 10：委託先の監視方法はどうされていますか。（複数選択可）

表 4-8 委託先の監視方法の回答結果

定期的に現場を訪問する	1
不定期に現場を訪問する	2
監視記録の提出	0
その他	1
確認なし	2
条例に該当せず	14
無回答	0

表 4-8 より、監視を行っている自治体の内、3自治体が現場を訪問し、2自治体は監視の確認を行っていないと回答した。

次に、産業廃棄物を所有地で保管する際に、その保管内容を自治体に届出を義務付けている自治体にその届出方法を聞いた。表 4-9 に、保管の届出方法の回答結果を示す。また、届出内容の変更をする際にも届出が必要なのだが、表 4-10 に、保管の変更の届出方法の回答結果を示す。

問 11：産業廃棄物を保管する際の届出方法はどうされていますか。（複数回答可）

問 12：届出をした内容の変更の方法はどうされていますか。（複数回答可）

表 4-9 保管の届出方法の回答結果

直接届出	14
インターネット	1
郵送	7
代理の届出	7
その他	0
該当せず	6
無回答	0

表 4-10 保管の変更の届出方法の回答結果

直接届出	14
インターネット	1
郵送	8
代理の届出	8
その他	0
該当せず	5
無回答	0

回答して頂いた自治体の届出方法は、保管の届出、保管の変更の届出ともに、ほとんどの自治体が同手段であった。そして、この届出方法は複数の手段で行っている自治体も少なくない。表 4-11 に、保管の届出方法の内訳を、表 4-12 に、保管の変更の届出方法の内訳を示す。

表 4-11 保管の届出方法の内訳

直接届出、インターネット、郵送	1
直接届出、郵送、代理の届出	4
直接届出、郵送	2
直接届出、代理の届出	3
直接届出のみ	4



表 4-12 保管の変更の届出方法の内訳

直接届出、インターネット、郵送	1
直接届出、郵送、代理の届出	6
直接届出、郵送	1
直接届出、代理の届出	2
直接届出のみ	4

表 4-11、表 4-12 より、もっとも多かったのが、「直接届出」、「郵送」、「代理の届出」の手段である。これらの手段から届出をするものが選択し、届出を行うという形式である。自治体ではこのように届出方法を単一のものに固定するのではなく、複数の手段から選択させるという方法を取っている。届出を義務付けている自治体 14 団体の内、10 団体が複数の届出方法を認めている。

次に、産業廃棄物を所有地、処分場等に搬入・搬出する際に、その時間の制限をしている自治体はどのように時間外の搬入・搬出を取り締まっているのか、調査を行った。表 4-13 に、時間外搬入・搬出の確認方法の回答結果を示す。

**問 13：産業廃棄物の搬入・搬出の確認の方法はどうされていますか。（複数回答可）**

表 4-13 時間外搬入・搬出の確認方法の回答結果

監視員の巡回	1	Q市	監視カメラの設置
監視カメラの設置	1		住民からの情報提供
その他	2	L市	運搬管理票
確認なし	1		搬入搬出管理簿の作成
該当せず	14	M市	確認なし
無回答	0		

表 4-13 より、5 自治体の確認を行っていた。Q 市では監視カメラの設置、住民からの情報提供など間接的に取り締まりを行い、L 市では運搬管理表、搬入搬出管理簿の作成を義務付け、直接運搬業者の取り締まりを行っている。また、M 市では時間外の搬入・搬出の確認をとっていないことが明らかとなった。

また、産業廃棄物の運搬の時間の制限以外にも、運搬車両に標章の貼付の確認方法を自治体ではどう行っているかを明らかにする。表 4-14 に、標章の貼付の確認方法の回答結果を示す。

問 14：収集運搬車両への標章の貼付の確認方法はどのようにされていますか。（複数回答可）

表 4-14 標章の貼付の確認方法の回答結果

定期的に確認	0
不定期に確認	3
業者ごとに呼びかけ	0
その他	3
確認なし	0
該当せず	13
無回答	0

(3) 県（市）外から県（市）内への産業廃棄物の搬入について

県（市）外の産業廃棄物を県（市）内の搬入を行う際、事前に協議を行い、届出を必要とする自治体が存在するのだが、その届出方法と、また届出を行わず、搬入を行った際に、各自治体はどのような対応をしているのかを明らかにする。表 4-15 に、県（市）内搬入の届出方法の回答結果、表 4-16 に、県（市）内搬入の届出方法の内訳、表 4-17 に、県（市）内搬入違反時の対応の回答結果、表 4-18 に、県（市）内搬入違反時の対応の内訳を示す。

問 15：県（市）外から県（市）内に産業廃棄物を搬入する際の届出方法はどのようにされていますか。（複数回答可）

表 4-15 県（市）内搬入の届出方法の回答結果

直接届出	7
インターネット	3
郵送	5
代理の届出	2
その他	2
該当せず	10
無回答	0

表 4-16 県（市）内搬入の届出方法の内訳

直接届出、インターネット、郵送	2
直接届出、インターネット、代理の届出	1
直接届出、郵送、代理の届出	1
直接届出、郵送、その他	1
直接届出、郵送	1
直接届出	1
その他	1

問 16：問 15 について違反時の対応はどうされていますか。（複数回答可）

表 4-17 県（市）内搬入違反時の対応の回答結果

違反業者の公表	3
厳重注意	3
今後一切の搬入の禁止	0
その他	5
該当せず	12
無回答	0

表 4-18 県（市）内搬入違反時の対応の内訳

違反業者の公表、厳重注意、その他	1
違反業者の公表、厳重注意	1
違反業者の公表、その他	1
厳重注意	1
その他	4

表 4-15、4-16 より、県（市）内への搬入の届出を必要としている自治体は全部で 8 自治体あるが、その内、7 自治体が「直接届出」の方法を行っており、続いて、「郵送」、「インターネット」が多かった。また、これらの方法以外では、「事前協議」や「アンケート」を行うとしている自治体も存在した。また、この届出を行わなかった場合、表 4-17、4-18 より、「違反業者の公表」、「厳重注意」等を行っている自治体があり、「その他」というのは全て勧告、勧告に従わない場合、勧告内容を公表するというものである。

(3) 県（市）外搬出禁止について

問 17：県（市）外への搬出は禁止されていますか。

問 18：搬出を禁止されていない理由は、

県（市）内で発生した産業廃棄物は県（市）内で処理するという自治体も存在する。自分のゴミは自分で処理するといったところだろう。そこで、疑問に感じたのが、県（市）内で発生した産業廃棄物を県（市）外に搬出することは禁止していないのだろうか。県（市）内の産業廃棄物を県（市）外に搬出することはこの県（市）内処理が成されていないことと考え、調査票にて調査を行ったところ、2 団体から回答を頂いたのだが、いずれの自治体も県（市）外への搬出は禁止しておらず、その理由は法で定めておらず、禁止する必要がないと回答した。表 4-19 に、県（市）外への搬出の禁止の回答結果を示す。

表 4-19 県（市）外への搬出の禁止の回答結果

はい	0
いいえ	2

(4) 県（市）内処理について

また、県（市）内産業廃棄物の県（市）内処理を義務付けていない自治体にその理由を聞いた。表 4-20 に、県（市）内産業廃棄物の県（市）内処理を義務付けない理由の回答結果を示す。

問 19：県(市)内産業廃棄物の県(市)内処理を義務付けない理由は。（複数回答可）

表 4-20 県（市）内産業廃棄物の県（市）内処理を義務付けない理由の回答結果

C県	義務付ける必要性がない。
D県	産業廃棄物の適正処理のためには、広域移動により、技術力の高い処分業者で処分が行われることが適当であるため。
G県	PCB廃棄物、13号廃棄物の処理処分ができる施設がないため。処理処分には、経済的要因が大きく影響するため。
H県	必ずしも県内で適正な処理ができるとは限らないので、そのような規制は不適正なものとする。
F県	県内の産業廃棄物を県内で処理する必要性が高くないため。
B県	産業廃棄物の処理は域内処理を原則とはしていないため。
A県	廃棄物処理法に規定がないため。
P市	市内から発生する廃棄物を処理できる能力が十分でないから。
S市	法の規定がないため。
R市	市内において全ての産業廃棄物を適正に処理できるわけではなく、適正処理の確保のためには市内での処理だけに限定する必要性は乏しいと思われるため。
L市	産業廃棄物は県（市）外への越境が認められているため。
T市	法で定められていない。条例において、自社物だけを区域内処理をするとなれば、他社物の処理との整合性が保てない。
O市	一般廃棄物とは異なり、処分先の関係で広域的に処理されるため。
Q市	市内で発生する全ての産業廃棄物を処理する施設が市内にないこと。産業廃棄物の広域処理が前提の法体系であるため。

表 4-20 より、県（市）内処理を義務付けていない理由は以下の 3 つに分けられる。

- ・ 法の規定がないため。
- ・ 発生する産業廃棄物を処理する能力、施設がないため。
- ・ 県（市）内だけに限定する必要性が乏しいため。

A 県、B 県、C 県、S 市、T 市、の 5 団体が法の規定がないためと回答した。一番多かったのが、この回答であった。法で定められていないという理由で義務付けていないという現状は、その問題に関して、関心が薄いのではないかと感じた。逆に、D 県、H 県、G 県、P 市、Q 市では発生する産業廃棄物を処理する能力、施設がないために義務付けていないと回答した。産業廃棄物を処理するために、搬出を禁止していないという点では、義務付けない理由に賛同できる。

このように、自治体によって理由は様々だが、それぞれの問題についての意識に差がないとは言いきれない。また、県（市）外から産業廃棄物の搬入を行った業者に対し、業務実績の報告をどれだけの自治体が行い、その報告の手段を聞いた。表 4-21 に、業務実績報告の有無の回答結果を、表 4-22 に、業務実績の報告手段の回答結果と内訳を示す。

**問 20：産業廃棄物を搬入した業者への業務実績の報告を義務付けていますか。**

表 4-21 業務実績報告の有無回答結果

はい	8
いいえ	11
無回答	0
合計	19

**問 21：その手段は。（複数回答可）**

表 4-22 業務実績の報告手段の回答結果と内訳

直接届出	7	<内訳> 直接届出、インターネット、郵送、代理の届出 1 直接届出、インターネット、郵送 1 直接届出、郵送、代理の届出 3 直接届出、代理の届出 2
インターネット	2	
郵送	8	
代理の届出	4	
その他	0	
無回答	0	

表 4-21 より、業務実績の報告を義務付けている自治体は 8 自治体で、11 自治体では、義務付けていない。その理由は何なのか。表 4-23 に、業務実績報告を義務付けていない理由の回答結果を示す。

**問 22：業務実績の報告を義務付けていない理由は何ですか。（自由記述式）**

表 4-23 業務実績報告を義務付けていない理由の回答結果

D県	県内の全ての産業廃棄物処分業者に、処理実績の報告を求めているため。
T市	必要性を認めないため。
F県	県外から産業廃棄物の搬入を行った業者に業務実績の報告を義務づける必要性がないため。
P市	法的根拠がないため。
S市	法の規定がないため。
A県	廃棄物処理法に規定がないため。
R市	市外からの搬入を制限していないことから、報告も義務付けていない。ただし、市内の処分業者から報告を求めていることから、搬入の実態については概ね把握できている。
K市	市内における許可業者に、処分に係る実績報告をもとめており、処理実績が把握できるため。
E県	一般廃棄物と異なり、産業廃棄物の処理は域内処理を原則としていないため。

表 4-23 より、業務実績の報告を行わない理由として、多いのが必要性の欠如と、法的根拠がないためである。また、処理実績はすでに把握できているためなど、自治体それぞれの理由があることが分かる、

#### (5) 事故時の報告について

次に、産業廃棄物を処理する施設で事故が起きた際に、その事故の内容等を自治体へ報告することを義務付けている自治体への質問を行った。

##### 問 23：事故はすべて報告されていると認識していますか。

事故はすべて報告されていると認識しているかどうかという質問に対して、「認識している」と回答したのは4団体であり、「認識していない」と回答したのは1団体、「分からない」と回答したのも1団体であった。「認識していない」と答えたQ市にその理由と、未報告件数のおおまかな割合を聞いた。

##### 問 24：未報告件数のおおまかな割合と生じる理由を。

未報告件数のおおまかな割合：70%

未報告が生じる理由：報告した事故理由によって、行政指導・行政処分されるため報告を躊躇することが考えられる。

このように、Q市では未報告件数の割合を70%とし、報告されているのはわずか3割ほどと見ている。ここまで未報告件数が多いとは意外であった。理由は行政指導・行政処分を恐れるためとあり、そのために報告せずにいる業者が存在することが明らかとなった。

また、「分からない」と回答した自治体の理由を聞いたところ、調査を行っていないからと回答した。こちらの自治体についても未報告の事故が存在する可能性があると考えられる。事故時の報告を義務付けている自治体で回答を頂いたのが、6団体とサンプルとしては少ないのだが、6団体中、4団体は「認識している」と回答したことから、この項目は上手く機能していると言えるだろう。

また、不法投棄行為者等の公表は表 3-24 より、4割近くの自治体で行われているが、その公表の方法を明らかにする。表 4-24 に、不法投棄行為者等の公表手段の回答結果を示す。

##### 問 26：不法投棄行為者等の公表はどういう方法でされていますか。（複数回答可）

表 4-24 不法投棄行為者等の公表手段の回答結果

インターネット上	4
役所	0
新聞	2
その他	2
無回答	13

表 4-24 より、公表を行っているとは回答した 6 自治体の内、4 自治体がインターネット上での公表を行い、その他の自治体はどちらもテレビでの公表となっている。

(6) 産業廃棄物処理施設設置の届出について

産業廃棄物の処理の際になくてはならないのが処理施設である。表 3-28 より、多くの自治体では、この処理施設の設置の際に、自治体にその旨を自治体に届出を行うことを義務付けている。また、自治体によっては、届出方法をいくつも認めているところがある。表 4-25 に、産業廃棄物処理施設の設置の届出方法の回答結果とその内訳を示す。

問 28：産業廃棄物処理施設の設置の届出方法はどのようにされていますか。（複数回答可）

表 4-25 産業廃棄物処理施設の設置の届出方法とその内訳

自治体への持参	8	自治体への持参、郵送、代理の届け出	2
インターネット	0	自治他への持参、郵送	1
郵送	3	自治体への持参、代理の届出	2
代理の届出	4	自治体への持参のみ	3
その他	0		
無回答	11		

表 4-25 より、3 つの方法で届出を許可しているのが 2 自治体、2 つの方法は 3 自治体と、複数の届出方法を認めている自治体は 8 団体中、5 団体であった。また、インターネットでの届出はいずれの自治体でも認められていなかった。

(7) 施設の維持管理に係る記録及び閲覧について

そして、届出を行った者に対し、その施設の維持管理に係わる記録及び閲覧を義務付けている自治体（表 3-29 参照）に、各事業者が記録等の管理を実行しているかどうかの確認方法を質問したところ、6 団体から回答を頂いた。表 4-26 に、記録等の管理の確認方法の回答結果を示す。

問 29：記録を管理しているかの確認方法はどのようにされていますか。（自由記述式）

表 4-26 記録等の管理の確認方法の回答結果

C県	立ち入り検査
H県	立ち入り検査
N市	立ち入り検査
Q市	立ち入り検査
M市	確認していない。
T市	確認していない。

表 4-26 より、C 県、H 県、N 市、Q 市が立ち入り検査を行っているのに対し、M 市、T 市では確認等は一切行っていないと回答した。確認をしていないということは、記録等をしていない事業者が仮に存在したとしても、それについて取り締まることが出来ず、この

項目に関しては全く機能していないことになる。これについては、改善の必要があると考えられる。

#### (8) 廃止施設について

産業廃棄物処理施設に関して、いくつか質問を行ったが、もうひとつ廃止施設についても調査を行った。廃止施設とは、処理施設として機能されていない施設、稼働のなくなった処理施設等を指している。この廃止施設が放置されたままになっている自治体が存在し、その現状（廃止施設の有無）、理由を調査した。表 4-27 に、廃止施設の有無とその理由の回答結果を示す。

**問 30：廃止施設が放置されたままになっていませんか。**

**問 31：その理由は何ですか。（自由記述式）**

表 4-27 廃止施設の有無とその理由の回答結果

はい	2	0市	生活環境への支障がない限り、解体等の必要がないため。
いいえ	2	T市	
無回答	15		(事業者)売却先を探している。
合計	19		(事業者)施設を解体する資力が無い。

表 4-27 より、廃止施設があると回答した自治体は 2 自治体でその理由は、生活環境への支障がないから、売却先が見つからない、施設を解体する資力が無いからとある。この売却先が見つからない、施設を解体する資力が無いというのは、大きな問題点として挙げられ、事業者が売却したい、解体したいと考えても、解体したくても出来ないという現状にある事業者が存在し、解体する資力が無いのなら、売却して再び処理施設として機能させたり、別の使い方で活用して施設を活かそうと考えるが、その売却先も見つからない、その結果、廃止施設の放置という形となってしまっていると分かった。今回、回答したのは 2 自治体であったが、今後、年月を重ねていくと施設の老朽化も進み、このような問題が多く自治体で発生することが予想される。処理施設の解体、処理は各自治体と事業者との今後の課題である。

#### (9) 施設相続による継承について

次に、施設の設置者からの施設相続申請による施設継承の規定について、その継承方法と、施設継承の届出が全て行われているかを把握するため質問を行った。表 4-28 に、施設継承の届出方法の回答結果と内訳を、表 4-29 に、施設継承の届出の有無の回答結果を示す。

**問 32：施設の継承はどのような手段で行うのですか。（複数回答可）**

**問 33：施設継承の届出が全て行われていると認識されていますか。**



表 4-28 施設継承の届出方法の回答結果と内訳

直接届出	5	内訳	直接届出、郵送、代理の届出	1
インターネット	0		直接届出、郵送	1
郵送	2		直接届出のみ	3
代理の届出	1			
その他	0			
無回答	14			

表 4-29 施設継承の届出の有無の回答結果

はい	3
いいえ	0
分からない	2
無回答	14
合計	19

表 4-28 より、多くの自治体では複数の届出方法が認められている。また、全て届出がなされているかという質問に対しては、2自治体が分からないと回答している。この理由は、どちらも調査を行っていないからであった。

(10) 施設の構造の変更の届出について

処理施設を運用する際に、施設の構造を変更することがあるのだが、この施設の構造の変更にも届出が必要である。表 4-30 に、施設の構造の変更の届出方法の回答結果と内訳を示す。

問 35：施設の構造の変更の際、届出方法はどのようにされていますか。（複数回答可）

表 4-30 施設の構造の変更の届出方法の回答結果と内訳

直接届出	10	内訳	直接届出、郵送、代理の届出	G県、K市、O市、Q市、T市
インターネット	0		直接届出、郵送	H県
郵送	6		直接届出のみ	B県、M市、N市
代理の届出	5			
その他	0			
無回答	9			

表 4-30 より、届出を必要としている自治体 9 団体中、5 団体が直接届出、郵送、代理の届出を認めていることが分かった。複数の届出を認めているのは 6 団体であり、多くの自治体で複数の届出が認められている。

また、届出を義務付けている自治体はこの届出に関して把握しているのか明らかにするため。次の質問を行った。表 4-31 に、変更の届出の把握の回答結果を、表 4-32 に、変更の把握のための調査の有無の回答結果を示す。

問 36：変更は全て届けられていると認識していますか。

表 4-31 変更の届出の把握の回答結果

はい	5
いいえ	0
分からない	5
無回答	9
合計	19

問 37：変更を把握するための調査は行っていますか。

表 4-32 変更の把握のための調査の有無の回答結果

はい	9
いいえ	1
分からない	0
無回答	9
合計	19

表 4-31 より、「はい」と回答したのが 5 団体、「分からない」と回答したのが 5 団体、「いいえ」と回答した自治体はなかった。また、「変更を行っていないかの調査は行っているか」という質問に対しては、表 4-32 より、「はい」と回答したのが 9 団体、「いいえ」と回答したのは 1 団体であり、調査を行っていないと回答した M 市は、変更を行っているかどうかを目的とした調査は行っていない。苦情、立ち入り検査等で立ち入りの際に、届出事項と合致しているかの確認を行うことはある。と回答した。また、「はい」と回答した 9 団体の内、8 団体（B 県、G 県、H 県、J 県、N 市、O 市、Q 市、T 市）がその調査方法を立ち入り検査であると回答し、ほとんどの自治体が同じ調査方法を行っていることが明らかとなった。

(11) 事業計画書について

これまで、産業廃棄物処理施設に関する現状・実態をいくつか述べてきたが、もう一つ実態を明らかにすべき事項がある。それは施設を設置する際に提出する事業計画書に対する意見書の提出を認めている自治体の実態である。これは、住民の意見が取り込まれた施設の設置が行われているかどうかという意図をもつ。

実際に意見書が提出されているかという質問に対し、「はい」と回答したのが 6 団体に対し、「いいえ」と回答したのは 2 団体と多くの自治体では意見書の提出が行われている。これより住民は施設に関して、関心をもっていると考ええる。

そこで、意見書が提出されていると回答した自治体にその具体的な提出件数を教えていただきたいとお願いをしたところ、5 団体から了承を得た。表 4-33 に、自治体別意見書提出件数を示す。

表 4-33 自治体別意見書提出件数

自治体名	A県	F県	K市	P市	Q市
事業計画書提出件数	250	7	1	5	13
事業計画書1	0	0	d	a	0
事業計画書2	0	a		a	0
事業計画書3	a	a		d	0
事業計画書4	0	a		0	d
事業計画書5	b	b		a	0
事業計画書6	0	b			0
事業計画書7	0	d			b
事業計画書8	0				0
事業計画書9	b				b
事業計画書10	0				a
事業計画書11	-				a
事業計画書12	-				0
事業計画書13	-				0

\*意見書提出件数のa～dは、次の通りである。

意見書提出件数(件)	1～10	11～50	50～100	101～
	a	b	c	d

表 4-33 より、自治体別、事業計画書ごとの意見書の提出件数が分かる。A 県の事業計画書提出件数が一番多く、250 件もの提出がされていた。他自治体は 10 件前後の提出件数であり、A 県での提出件数の多さが目立っている。また、事業計画書によって意見書の件数は若干のバラつきがあるものの、大半は 1～50 件と多くはなかった。しかし、中には 1000 件を越すものもあり、関心の深さが伺える。

そして、事業計画書に対する意見書の提出割合だが、A 県、Q 市では提出された事業計画書の約 3 分の 1 に意見書が提出されているのに対し、F 県、K 市、P 市ではほぼ全ての事業計画書に意見書が提出されていた。F 県、K 市、P 市では地域住民の施設設置に対する関心、意識が高いと考えられ、また、A 県、Q 市も提出割合は少し下がるものの、事業計画書の提出件数が多いことから、決して低い数値ではないだろう。これらより、この事業計画書に関する条例は、機能していると言えるだろう。

#### 4-5-3 罰則

また、第三章でも触れた罰則の内容についてだが、各条例で規定されている罰則だが、その取り組み、取り締まり方法を条例施行自治体へアンケート調査を行った。

調査対象：4-4-6 の回答自治体、全 19 自治体

調査期間：2007 年 2 月

回答自治体数：8 自治体

これより、上記の項目より、回答を頂いた項目の結果を示す。なお、質問は全て複数回答可とした。

- 保管の届出

産業廃棄物の保管を行う際、届出が必要としているが、その届出を行っているかどうかの確認方法を示す。表 4-34 に、保管の届出の確認方法を示す。

**Q：産業廃棄物の保管を行う際、届出を必要としていますが、その届出の確認また、虚偽の届出をおこなっていないかどうかの確認方法はどのようにされていますか。**

表 4-34 保管の届出の確認方法

立ち入り検査	8
アンケート調査	0
報告の義務付け	0
その他	1
確認なし	0
該当自治体数	8

表 4-34 より、該当自治体 8 自治体全てが、「立ち入り検査」を行っているとしている。また、「その他」はパトロールによる取り締まりである。

- 保管の変更の届出

産業廃棄物の保管の際の届出内容から、変更点がある場合は、その旨を届け出ることになっていますが、その確認方法を示す。表 4-35 に、保管の変更の届出の確認方法を示す。

**Q：産業廃棄物の保管の際の届出内容から、変更点がある場合は、その旨を届け出ることになっていますが、その変更を行っているかどうかの確認方法はどのようにされていますか。**

表 4-35 保管の変更の届出の確認方法

立ち入り検査	7
アンケート調査	0
報告の義務付け	2
その他	2
確認なし	0
該当自治体数	8

こちら、「保管の届出」とほぼ同様に、「立ち入り検査」を行っている。唯一、1 自治体のみが、「報告の義務付け」と「パトロール（その他）」を取り締まり方法としていた。なお、表 4-35 の「その他」はすべて「パトロール」と回答された。

- 搬入一時停止命令

産業廃棄物の搬入一時停止命令を無視し、搬入を行った場合、罰則が与えられますが、停止命令に従っているかどうかの確認方法を示す。表 4-36 に、搬入一時停止命令の確認方法を示す。

**Q：産業廃棄物の搬入一時停止命令を無視し、搬入を行った場合、罰則が与えられますが、停止命令に従っているかどうかの確認方法はどのようにされていますか。**

表 4-36 搬入一時停止命令の確認方法

立ち入り検査	7
アンケート調査	0
報告の義務付け	0
その他	2
確認なし	0
該当自治体数	7

該当自治体 7 自治体すべてが、「立ち入り検査」となっており、その内、2 自治体が「その他」の「パトロール」と並行して、取り締まりを行っている。

● 搬入・搬出時間の制限

夜間などの産業廃棄物の搬入・搬出を制限していますが、その制限を守っているかどうかの確認方法を示す。表 4-37 に、搬入・搬出時間の制限の確認方法を示す。

**Q：夜間などの産業廃棄物の搬入・搬出を制限していますが、その制限を守っているかどうかの確認方法はどのようにされていますか。**

表 4-37 搬入・搬出時間の制限の確認方法

立ち入り検査	0
アンケート調査	0
報告の義務付け	0
その他	1
確認なし	0
該当自治体数	1

「搬入・搬出時間の制限」の回答を頂いたのは、1 自治体のみで、こちらの自治体では、「パトロール」、「通報」の方法で取り締まりを行っていた。

● 運搬管理票

産業廃棄物を運搬する際に、「運搬管理票」等の表示をしているか、また虚偽の記載がされていないかどうかの確認方法を示す。表 4-38 に、運搬管理票の確認方法を示す。

**Q：産業廃棄物を運搬する際に、「運搬管理票」等の表示をしているか、また虚偽の記載がされていないかどうかの確認方法はどのようにされていますか。**

表 4-38 運搬管理票の確認方法

立ち入り検査	2
アンケート調査	0
報告の義務付け	0
その他	2
確認なし	0
該当自治体数	4

表 4-38 より、該当自治体 4 自治体の内、2 自治体が「立ち入り検査」、残りの 2 自治体が「パトロール（その他）」であった。

- 搬入搬出管理簿

産業廃棄物の搬入・搬出の状況を記録しているかどうかの確認方法を示す。表 4-39 に、搬入搬出管理簿の確認方法を示す。

**Q：産業廃棄物の搬入・搬出の状況の記録の確認方法はどのようにされていますか。**

表 4-39 搬入搬出管理簿の確認方法

立ち入り検査	2
アンケート調査	0
報告の義務付け	0
その他	0
確認なし	0
該当自治体数	2

表 4-39 より、該当自治体 2 自治体は、ともに「立ち入り検査」により、取り締まりを行っていた。

- 産業廃棄物処理施設の設置

産業廃棄物を処理する目的の施設の設置の届出を行っているかどうかの確認方法を示す。表 4-40 に、産業廃棄物処理施設の設置の確認方法を示す。

**Q：産業廃棄物処理施設を規定に反して、施設を設置していないかどうかの確認方法はどのようにされていますか。**

表 4-40 産業廃棄物処理施設の設置の確認方法

立ち入り検査	2
アンケート調査	0
報告の義務付け	0
その他	1
確認なし	0
該当自治体数	2

該当自治体数は2自治体で、「立ち入り検査」、「パトロール(その他)」と「立ち入り検査」のみの自治体であった。

● 産業廃棄物処理施設の維持管理に係る記録及び閲覧

産業廃棄物処理施設の維持に関する記録を備え置いているかどうかの確認方法を示す。表 4-41 に、産業廃棄物処理施設の維持管理に係る記録及び閲覧の確認方法を示す。

**Q：産業廃棄物処理施設の維持に関する記録を備え置いているかどうかの確認方法はど  
うされていますか。**

表 4-41 産業廃棄物処理施設の維持管理に係る記録及び閲覧の確認方法

立ち入り検査	2
アンケート調査	0
報告の義務付け	0
その他	0
確認なし	0
該当自治体数	2

表 4-41 より、確認方法はともに、「立ち入り検査」であった。

● 保管場所の表示

産業廃棄物を保管にする際、その旨を保管場所に表示しているかどうかの確認方法を示す。表 4-42 に、保管場所の表示の確認方法を示す。

**Q：産業廃棄物を保管にする際、その旨を保管場所に表示しているかどうかの確認方法は  
どうされていますか。**

表 4-42 保管場所の表示の確認方法

立ち入り検査	1
アンケート調査	0
報告の義務付け	0
その他	0
確認なし	0
該当自治体数	1

該当自治体は、1自治体のみであり、その方法は「立ち入り検査」である。以上の回答結果をすべてまとめ、表 4-43 に、罰則確認方法回答結果を示す。なお、表 4-43 は、a~d は、それぞれ、a:立ち入り検査、b:アンケート調査、c:報告の義務付け、d:その他に対応している。

表 4-43 罰則取締り方法回答結果

	D県	H県	F県	A県	L市	Q市	T市	O市
保管の届出	a	a	a	a	a	a,d	a	a
保管の変更の届出	a	a	a	a	a	a,c,d	c,d	a
搬入一時停止命令	a	-	a	a	a	a,d	a,d	a
搬入・搬出時間の制限	-	-	-	-	-	d	-	-
運搬管理票	d	-	-	a	a	-	d	-
搬入搬出管理簿	-	-	-	a	a	-	-	-
産廃処理施設の設置	-	a	-	-	-	a,d	-	-
記録及び閲覧	-	a	-	-	-	a	-	-
保管場所の表示	-	-	-	-	-	-	a	-

\* 「d,その他」はすべての該当自治体がパトロールと回答。

表 4-34 より、ほとんどの自治体では、条例の取り締まりを「立ち入り検査」により、行っていることが分かる。H 県、F 県、A 県、L 市、O 市では、該当する全ての項目において、「立ち入り検査」で取り締まりを行っている。回答結果の中で、「立ち入り検査」だけではなく、他の取り締まりも行っているのが、D 県、Q 市、T 市だが、特に、Q 市では、「搬入・搬出時間の制限」以外の項目において、全て複数の取り締まりを行っている。「保管の変更の届出」に関していえば、「立ち入り検査」、「報告の義務付け」、「パトロール（その他）」の 3 つの方法で取り締まりを行っており、違反に対する厳しい姿勢が見受けられる。

#### 4-6 まとめ

本章では、自治体の不法投棄防止条例の運用実態を明らかにするために、アンケート調査を用いた。各自治体で施行されている条例は、その自治体によって運用方法は様々であり、その目的、自治体における問題によって、違っていることがわかった。明らかとなったことを以下に記す。

##### (1) 近隣自治体との関係

まず、近隣自治体との関係性だが、都道府県の参考条例は、制定する条例の目的、対象が同一または類似する他自治体の条例を参考にしている自治体が多いのに対し、保健所設置市では、自県が制定しているために、その条例を参考に作成するというケースが多かった。これより、保健所設置市が県の条例を参考にするために、近隣自治体では内容の近い条例となることが分かった。また、参考自治体の中には、複数の自治体から参考とされている自治体もある。自治体によっては、4 自治体から参考にされている自治体もあり、その目的に沿った条例を参考にしていることが分かる。また、回答のあった 19 自治体の内 16 自治体が他条例を参考に、条例を作成していることから、多くの自治体では、他自治体条例に関心を寄せていることが分かる。



## (2)記載項目の運用状況

次に、記載項目の運用状況だが、委託先の能力等の確認方法や施設の管理の確認方法など、条例の運用方法が同じである自治体が多かった。書類の届出方法等も自治体間での大きな差は見られず、直接届出以外の手段にわずかな差があるだけであった。表 4-34 に、各項目の運用方法の集計を示す。

表 4-34 各項目の運用方法の集計

	保管の届出	保管の変更の届出	県(市)外産業廃棄物の県(市)内搬入	業務実績の報告	廃棄物処理施設の設置	施設継承	事業計画書	施設の構造の変更の届出	意見書
直接届出	14	14	7	7	8	5	9	10	7
インターネット	1	1	3	2	0	0	0	0	0
郵送	7	8	5	8	3	2	3	6	6
代理の届出	7	8	2	4	4	1	4	5	2
その他	0	0	2	0	0	0	0	0	1
該当せず	6	5	10	-	-	-	-	-	-
無回答	0	0	0	0	11	14	10	-	12

\* 灰色背景が最も多い手段

\* 灰色砂地が2番目に多い手段

表 4-34 より、一番多い届出手段が「直接届出」で「業務実績の報告」以外が全て、一番多かった。また、「直接届出」を認めていない自治体も唯一、「業務実績の報告」の1件だけであった。次に、多かったのが、「郵送」、「代理の届出」で、こちらは「業務実績の報告」以外は、全てどちらかが、若しくはどちらも2番目に多いとなっている。また、届出方法は多くの自治体で複数の方法が認められており、住民、事業者がその中から選択するという形を取っている。以上より、届出方法に関しては大きな差は見られなかった。

しかし、項目の記載理由等に着目してみると自治体間で差が見られた。県(市)内産業廃棄物の県(市)内処理を義務付けない理由は、法の規定がないため。発生する産業廃棄物を処理する能力、施設がないため。県(市)内だけに限定する必要性が乏しいため。の3つの理由に分けることができ、それぞれ自治体の抱える問題、意識の違いによって分けられた。

また、廃止施設に関して調査をすると、廃止施設の処理に問題があることが分かった。生活環境への支障がないから、売却先が見つからない、施設を解体する資力がないからという理由から廃止施設が放置されている自治体が存在し、これらの理由は大きな問題点として挙げられ、事業者に解体する資力がなく、売却して再び処理施設として機能させるにも、その売却先も見つからない、その結果、廃止施設の放置という形となっていしまっていると分かった。今回、回答したのは2自治体であったが、今後、年月を重ねていくと施設の老朽化も進み、このような問題が多くの自治体で発生することが予想される。処理施設の解体、処理は各自治体と事業者との今後の課題であることがわかった。

### (3) 罰則の取り締まり方法

ほとんどの自治体では、条例の取り締まりを「立ち入り検査」により、行っていた。また、「立ち入り検査」だけでなく、「パトロール」と並行して、取り締まりを行っている自治体も見られた。条例の取り締まり方法を見ると、取り締まり方法が少ないからと言って、力が入っていないということではないが、複数の方法で、取り締まりに力を入れている自治体の存在があることが分かった。